

措置入院関係事務処理要領

制定	平成8年3月25日付	福祉保健部長通知
改正	平成12年4月1日付	福祉保健部長通知
改正	平成12年6月15日付	福祉保健部長通知
改正	平成13年3月30日付	福祉保健部長通知
改正	平成14年3月29日付	福祉保健部長通知
改正	平成17年3月31日付	福祉保健部長通知
改正	平成29年3月31日付	福祉保健部長通知
改正	平成26年3月11日付	健康福祉局長通知
改正	平成28年1月15日付	健康福祉局長通知
改正	令和3年3月22日付	健康福祉局長通知
改正	令和5年3月31日付	健康福祉局長通知
改正	令和6年2月26日付	健康福祉局長通知

第1章 総 則

第1 趣 旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく措置入院関係事務の処理については、法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和26年広島県規則第125号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。また、法第23条に基づく警察官通報を契機とした措置入院については、この要領で定めるところのほか、「措置入院の運用に関するガイドライン」について（平成30年3月27日障発0327第15号）を踏まえて、措置入院の適切な運用に努めることとする。

第2 事務取扱指針

法は、精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とするものであり、そのため措置入院関係事務の実施に当たっては、以下の点に特に留意しなければならない。

1 基本的人権の尊重

これら事務の実施に当たっては、精神障害者の基本的人権を尊重し、かりにもこれを不当に侵害することのないよう特に配慮しなければならない。

2 法定手続の遵守

業務の特殊性から適正かつ迅速に処理すること。特に措置入院関係事務は、国民の身体に直接強制を加える処分を包含するので、日本国憲法第31条の趣旨からも、その実施に当たっては、法令等に定める手続を遵守しなければならない。

なお、法各条に定める手続の一を遵守しないときは、関係事務全体が違法な行政行為

として取消及び国家賠償の対象となる可能性があることに注意しなければならない。

3 守秘義務

職務上知り得た秘密は厳重に守らなければならない。

4 関係機関との連携

関係機関との連携を密とし、精神障害者の社会復帰の促進や自立の援助等にあたり最大限の配慮をしなければならない。

第3 措置入院関係事務実施上の原則

措置入院関係事務を実施するに当たっては、次の原則によること。

1 自傷他害のおそれのある者に関する対処

自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす（以下「自傷他害」という。）おそれのある精神障害者については、措置入院が採られるべきことが原則であり、殊更、医療保護入院若しくは任意入院（以下「医療保護入院等」という。）に誘導して対処するようなことはないようにすること。

なお、ここでいう自傷他害のおそれとは、法第28条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（昭和63年厚生省告示第125号）によることとする。従って、概ねここでいう「自傷」とは、自己の生命、身体を害する行為をいい、自己の財産の浪費損壊を含まず、「他害」とは、他人の生命、身体、自由、貞操、名誉、財産等個人的又は社会的法益に害を及ぼし、原則として刑罰法令に触れる程度の行為をいう。ただし、入院措置が人身の自由を制限することに鑑み、その認定においては、実質的な法益侵害の程度と比較衡量のうえ、慎重になされなければならない。

2 事務処理の期限

法第23条から第26条の3までの規定による通報又は届出を受理し、これに基づき法第27条の診察を行うときは、逮捕、保護、勾留、留置又は退院制限の期限等に留意し、迅速に事務処理を行うこと。

また、法第22条の規定による申請を受理したときも、行政手続法の趣旨を尊重し、速やかに申請の補正の指導若しくは補正されない結果としての却下又は診察の実施若しくは不実施の決定を行うとともに、これらの処分の理由について申請者等に充分理解を得られるように努めること。

3 必要な情報の収集

通報機関の通報による診察に当たっては、被通報者に関する資料（刑事事件に関する資料を含む。）を最大限、診察にあたる精神保健指定医（以下「指定医」という。）に閲覧させ、広く被通報者に関する情報を当該指定医に提供し、診察及び措置入院の要件の存否の判断にあたりこれを参考資料として活用させるよう、通報機関と調整すること。

第2章 措置入院

第1 申請、通報及び届出

法第22条から第26条の3までの規定による申請、通報及び届出（以下「通報等」という。）

については、次により事務処理を行うものとする。

1 通報等を受理すべき行政庁

通報等の受理管轄は、原則として、法令並びに行政組織規則及び地方機関の長に対する事務委任規則の定めるところによる。

2 通報等の受理

(1) 診察及び保護の申請

ア 事務手続

法第22条の規定による診察及び保護の申請は、細則第2条に定めるところにより行うものとし、法第22条第2項に定める申請書は、細則別記様式第1号によるものとする。

なお、申請の受理に当たっては、関係者に対し、制度の趣旨目的を充分説明しなければならない。以後の事務の実施各局面にあってもまた同様とすること。

また、虚偽の事実を記載して法第22条の申請をした者は、法第54条により懲役を含む刑事罰の対象となるものであること。

イ 受理の基準

通常人としての立場において、被申請者が精神障害のために自傷他害のおそれのある状態にあると認められる場合には、申請を受理する。

なお、この申請は要式行為であり、細則に定める様式によらない申請については、補正を命ずるべきであり、原則として申請は受理すべきではない。ただし、特段の事情がある場合において、法第22条第2項に定める事項が記載された申請書が提出されたときは、この限りではないが、書面によらない申請は、受理しないこと。

ウ 義務通報との抵触事例

被申請者が警察署等に拘留中であるなど、法第23条から第26条まで及び第26条の3の適用が可能な事案については、これらが通報を義務づける規定であることに鑑み、同一人についての法第22条の申請は、申請の内容からこれが明らかである場合又は申請者がそのことを当然知り得る場合においては、直ちにこれを却下し、それ以外の場合においては、直ちに診察不要の決定を下すべきである。

なお、この場合においては申請のあったことにつき通報機関と連絡をとること。

ただし、これら処理をしない間に、通報がされないまま、被申請者が釈放される等義務通報されうる状態でなくなったときは、通常の場合により処理すること。

(2) 警察官、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長の通報並びに医療観察法対象者に係る通報

法第23条から第26条まで及び第26条の3の規定による通報（以下、それぞれ「警察官通報」、「検察官通報」、「保護観察所通報」、「矯正施設通報」、「医療観察法関係通報」という。）は、文書によるほか、電話又は口頭によることができる。ただし、文書によらない通報にあつては、速やかな文書の提出を求めること。

(3) 精神科病院の管理者の届出

法第26条の2の規定による届出（以下「精神科病院の管理者の届出」という。）は、細則第4条に定めるところにより、細則別記様式第2号により行うものとする。

なお、措置入院以外の入院形態により入院している精神障害者で、退院時に自傷他害のおそれがあると認められるときは、法第26条の2の規定による届出を迅速かつ確実に行うべきことについて、精神科病院の管理者を指導すること。

第2 診察要否の調査

法第27条第1項の規定による調査は、概ね次の基準により行うこと。

1 調査の内容

調査は、通報等をされた者の存在及び通報等の原因となった症状の概要等、事実の確認に止まり、精神障害の有無に関する医学的診断に関する事項は、含まれないものであること。

2 調査の程度

調査は、法第22条の申請の場合、法第23条から第26条まで及び第26条の3の通報の場合又は精神科病院の管理者の届出の場合において、全く同様の程度の調査を行う必要はなく、事案ごとに次の例により適正に処理すること。

(1) 法第22条の申請

被申請者の存在、症状（通常人から判断して、精神障害のために自傷他害のおそれのある状態にあると認められるに至っているか否か）及び申請までの状況に付き、その事実に確実な心証を得られる程度の実地調査を含む詳細な調査を要すること。

なお、できるだけ申請者の関係者等で、申請の事実を秘密とする必要のない者及び、差し支えのない限りで、被申請者の家族等（法第5条第2項本文に定める者をいう。以下同じ。）から、広く事情の聴取を行うことが望ましい。

(2) 警察官通報

被通報者の存在、症状の程度及び通報の原因となった事実に付き、原則として、被通報者の現在場所において被通報者と面接し、事前調査を行う。事前調査の実施においては、次のことに関して確認すること。

ア 被通報者に関して関係者から総合的に確認すべき事項

（ア）被通報者の外傷等や精神作用物質の摂取を疑う所見の有無等

（イ）被通報者の言動

（a）幻覚・妄想又は明白な病的言動

（b）社会生活における状況認知・判断の障害

（c）基本的な生活維持の困難

（d）自傷他害行為又はそのおそれのある言動（今回の通報に関するもの）

イ 警察官から特に確認すべき事項

（ア）（家族等が警察への通報者でない場合）警察の家族等との接触状況及び内容

（イ）（被通報者が警察官により保護された後に保護を解除されている場合）警察官

が被通報者を発見してから通報するまでの経緯、保護を解除すると判断した理由・状況、保護を解除したときの本人の様子、現時点で被通報者の監護に当たっている者の有無及び被通報者との関係等

- (ウ) (被通報者が保護・逮捕等されていない場合) 警察官が被通報者を発見してから通報するまでの経緯、保護・逮捕等を要しないと判断した理由・状況、保護・逮捕等を要しないと判断したときの本人の様子、現時点で被通報者の監護に当たっている者の有無及び被通報者との関係等

ウ 被通報者から特に確認すべき事項

- (ア) 自傷他害行為又はそのおそれに関する被通報者の認識（問題行動の事実の認否等）
- (イ) 現在の主訴（被通報者による訴え）
- (ウ) 被通報者にとっての医療及び支援ニーズ
- (エ) 希死念慮の有無及び程度

エ 確認が望ましいその他の事項

- (ア) 精神障害の診断・治療歴等の有無・状況
- (イ) 現在の生活状況
- (ウ) 家族構成等
- (エ) 医療・福祉に関する基本情報

(3) 検察官通報、保護観察所通報、矯正施設通報、医療観察法関係通報

被通報者の存在、症状の程度及び通報の原因となった事実につき、確認を行う。

(4) 精神科病院の管理者の届出

既に医師による医学的判断が行われており、その意味で被届出者の存在等の事実の確認を行う程度で足りること。

3 調査の記録

診察の要否に係る調査（法第23条から第26条まで及び第26条の3の通報又は精神科病院の管理者の届出による調査を含む。）を行った場合には、「措置入院に関する事前調査及び移送記録票」（様式6）に記録すること。

第3 診察要否の決定

通報等の内容及び調査結果に基づき、次の点に留意して、適正な診察要否の決定を行うこと。

ただし、入院させなければ、精神障害のため、自傷他害のおそれのあることが明らかである者については、法第27条第2項の規定により、通報等を経ないで診察実施の決定ができるものであること。

1 原則

法第27条の診察は、ひとたび実施の決定がなされると、被診察者は受診を受忍しなければならず、これを妨害する者は法第55第2号により、罰金刑の対象となり、又この診

察の目的が、通常の診断と異なり、そもそも強制的な措置入院の要否を決定するものである等、強制処分としての性格を有することに留意しなければならない。

2 法第22条の申請

特に法第22条の規定による申請に対する診察要否の決定に当たっては、確認された事実及び推認される精神症状を基礎に据え、法適合性のほか、かかる強制手段を用いてもやむを得ない行政上の必要性を十分に考慮した上で行われなければならない。

3 警察官通報

警察官職務執行法第3条第1項第1号により保護された者等について、警察官通報を受理したときは、事前調査の上で必要があると認める場合、速やかに必要な診察を行うこととする。

4 検察官通報

上記3同様、被通報者の症状及びそのおかれた状況に応じ、事前調査の上で必要があると認めるときは、速やかに必要な診察を行うこととする。

なお、特に刑事事件の被疑者等で、指定医による精神診断又は精神鑑定（検察庁等で行われているいわゆる簡易診断又は簡易鑑定を含む。）を経て通報がなされた者については、特段の事情のない限り法第27条の診察を実施すべきこと。

5 保護観察所通報、矯正施設通報及び医療観察法関係通報

被通報者の症状及び特に居住地における医療体制等を考慮し、必要に応じた判断を行うこととする。

6 精神科病院の管理者の届出

原則として、退院に際し間隙が生じないように速やかに必要な診察を行うこととする。

7 措置診察不要の時

措置診察が不要と判断された場合であっても、被通報者に対するその後の支援が必要と認められる場合には、法第47条第1項又は第2項に基づく相談援助等を行うこと。

被通報者に対するその後の支援が必要と認められるが、被通報者の居住地を管轄する保健所又は自治体（以下「保健所等」という。）が措置診察の要否判断を行った措置権者と異なる場合は、被通報者の了解を得た上で、当該保健所等に連絡し、被通報者への支援の必要性について説明をすることが望ましい。

8 措置診察の要否判断を保留とすることが考えられる場合

次の(1)又は(2)に該当する場合は、措置診察の要否判断を一旦保留することが適当である。措置診察より優先すべき処置があると判断される場合は、必要な処置後の状況も加味して措置診察の要否について改めて検討し、決定することが適当である。

- (1) 身体的な診療等、措置診察より優先すべき処置がある場合
- (2) 酩酊により精神科の診察が困難な場合

第4 診察の通知

法第28条第1項の規定による診察の通知は、次により行うこと。

1 通知の方法

通知は、細則第6条に定めるところにより、細則別記様式第4号により行うこと。

また、口頭等（警察官等の通報機関を経ても差し支えない。）により、現に被診察者本人の保護の任に当たっている者（以下「現任保護者」という。）へ診察の実施及び診察の立会権を周知させるとともに、これらの事実を「措置入院に関する事前調査及び移送記録票」（様式6）に記録すること。

なお、現任保護者以外の後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者等に付いても、なるべくその所在を確かめ、診察の実施について周知させるよう努めること。

2 通知の相手方

通知は、次の者に対して行う。ただし、(2)の①及び②の者が存しない又は存否不明である若しくは連絡を取る方法がないときは(2)の通知を行わないことができること。

- (1) 法第23条から第26条まで及び第26条の3の規定による通報者又は法第26条の2の届出を行った精神科病院の管理者
- (2) ①被診察者の家族等のうち、現任保護者に該当する者
②①の者がいない場合は、被診察者の三親等内の血族のうち、家庭裁判所によって扶養義務者の選任を受けていない者で、現任保護者に該当する者

第5 診察不要の通知

1 通知の方法

法第27条の規定による診察が必要ないと認められるときは、「診察不要通知書」（様式1）により、理由を付して行うこと。

2 通知の相手方

申請者、通報者又は届出者に対し行うこと。

第6 診察の実施

法第27条の規定による診察は、次により行うこと。

1 指定医への診察指示

指定医に対して診察を命ずるときは、あらかじめ診察の指示を命じようとする指定医と打ち合わせの上、細則第5条の定めるところにより、細則別記様式第3号により行うこと。なお、立会職員は指定医による診察が実施されるまでに、「措置入院に関する診断書（以下「診断書」という。）」（「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（令和5年11月27日付障精発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）（以下「課長通知」という。）別添様式20）又は「措置入院に関する診断報告書（以下「診断報告書」という。）」（様式2）（以下「診断書等」という。）に、被診察者の人定に関する事項を記入しておくこと。

2 診察の実施方法

(1) 診察の告知

診察に当たっては、あらかじめ被診察者に対し、人定確認を行った上、法第27条の規定による診察を行う旨伝えなければならない。

(2) 指定医の診察

ア 診察の実施順序

診察は、原則として指定医2名が同時又は順次に実施するものとする。

なお、順次に実施するときは、原則として同日に実施することとし、同日に実施しないときは、被診察者の状態が社会通念上からも大きく変化しない程度の期間内に行うこと。

また、順次に実施する場合において第1の診察を実施した指定医の医学的総合判定が不要措置であるときは、第2の診察は実施しないものとする。

イ 判定

診察が終了したときは、指定医に対し、直ちに、法第28条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準による判定について報告を求めるとともに、診断書又は診断報告書のいずれかを作成させ、署名の上、提出させること。

ウ 診断書等の整理

立会職員は、指定医の作成した診断書等について、記入漏れの有無等を確認の上、診察の場所及び診察の日時を記入し署名すること。

エ 診断書の作成

指定医からその判定において、診断報告書の提出を受けたときは、事後速やかに診断書を作成の上、提出させるものとする。

(3) 診察の立会

ア 立会の実施

診察に当たって、被診察者の確認その他指定医の診察に伴う事務的介助及び適正な診察の実施の確認のため、措置権者は所属職員その他関係職員を診察に立会させなければならない。

なお、その際、立会職員は、「措置入院決定のお知らせ」（課長通知別添様式21）を持参すること。

イ 現任保護者等の立会

立会職員は、法第28条第2項の規定により、診察の実施に際し、被診察者の後見人又は保佐人、親権者、配偶者その他現任保護者があるときは、診察に立会うことができる旨を告げ、その申出があったときは、診察に立会させなければならない。

第7 入院措置要否の決定

措置権者は、指定医の作成した診断書等に基づく立会職員からの報告に基づき、入院措置の要否を決定するものとする。

第8 診察結果の通知

法第27条の規定による診察の結果は、次により関係機関へ通知すること。

1 入院措置不要のとき

入院措置を要しないと決定された者については、被診察者の現任保護者及び申請者、通報者又は届出者に対し「診察結果通知書」（様式4）により、このことを通知すること。

なお、法第29条の2により緊急措置入院された者に関する診察結果の通知については、当該被診察者を入院させている病院の管理者に対しても通知すること。

また、被診察者に対するその後の支援が必要と認められる場合には、法第47条に基づく相談援助等を行うこと。被診察者に対するその後の支援が必要と認められるが、被診察者の居住地を管轄する保健所等が措置入院の要否判断を行った措置権者と異なる場合は、被診察者の了解を得た上で、当該保健所等に連絡し、被診察者への支援の必要性について説明をすることが望ましい。

2 入院措置のとき

(1) 被診察者本人への告知

立会職員は、被診察者に対し、法第29条第3項に規定する事項を、「措置入院決定のお知らせ」（課長通知別添様式21）により、知らせなければならない。

なお、「措置入院決定のお知らせ」（課長通知別添様式21）について、【入院中の生活について】7の「自治体の虐待通報に関する連絡先（電話番号を含む。）」は、入院予定の病院の所在地を管轄する自治体の通報窓口を記入しておくこととし、【入院や入院生活にご納得のいかない場合】1の「自治体の連絡先（電話番号を含む。）」は、広島県立総合精神保健福祉センターの窓口を記入しておくこととする。

(2) 家族等に対する通知

家族等に対し、法第29条第3項に規定する事項を、「措置入院決定のお知らせ」（課長通知別添様式21）の写し及び「入院措置通知書」（様式3）により、知らせなければならない。

(3) 通報者又は届出者への通知

通報者又は届出者に対しては、「診察結果通知書」（様式4）によりこのことを通知すること。なお、法第22条による申請者にはこの通知を行わない。

第9 入院

法第29条第1項の規定により入院措置を決定された精神障害者（以下「措置入院者」という。）の入院は、国若しくは都道府県の設置した精神科病院又は法第19条の8の規定による指定病院へ行うこと。この場合、できるだけ措置診察を行った指定医の所属する病院を避けるよう配慮することが望ましい。

第10 病院管理者への通知

1 措置入院者の入院

措置入院者の入院については、入院予定の病院管理者と打ち合わせの上、「入院通知書」（様式5）により当該病院の管理者に対し通知すること。

2 搬送委託

措置入院者の入院に伴う当該患者の搬送を、病院等に委託したときは、別に定める搬送業務委託実施要領により、当該病院の管理者等へ通知すること。

第11 移送

1 移送の手続

措置入院に係る移送の手続は、法第27条の診察に基づき、法第29条第1項の入院のため、移送の必要があると判断された時点から開始され、移送先の指定病院等に入院した時点又は措置入院が不要と判断された時点で終了するものとする。

2 移送の告知

診察のために被診察者を移送する必要があるときは、被診察者に対して、移送を行う旨等必要な事項を「移送に際してのお知らせ」（様式8）により、知らせるものとする。

また、措置入院させるため被措置者を移送する必要があるときは、被措置者に対して、第29条の2の2第2項により当該移送を行う旨その他厚生労働省令で定める事項を「移送に際してのお知らせ」（様式9）により、知らせるものとする。

3 移送の記録

所属職員は、移送を行ったときは、「措置入院に関する事前調査及び移送記録票」（様式6）による移送記録票に記録するものとする。

4 移送に際しての医療の提供

措置診察を行った指定医又は移送に同行する指定医が、移送対象者の病状から緊急に必要な医療行為を提供した場合、「措置入院のための移送に関する診察記録票」（様式7）に記載するものとする。

5 移送の際の行動制限等

指定医は、移送に際して、行動の制限のほか、移送の手続きに必要な医療行為を行ったときは、「措置入院のための移送に関する診察記録票」（様式7）に記載しなければならない。

また、行動の制限を行うに当たっては、指定医は行動の制限を受ける者に対して行動の制限を行う旨及びその理由を知らせるよう努めるものとする。

6 職員の同行

移送に当たっては、所属職員が移送の対象者に同行するものとする。

7 搬送のための補助者

移送の対象者を搬送する場合は、必要に応じて補助者を同行させることができるものとする。

8 移送対象者が所在不明となった場合の取扱い

法第29条第1項又は第29条の2第1項に基づく措置の決定前又は決定後に移送の対象者

の所在が不明となった場合には、所属職員は直ちに措置権者にその旨を報告するとともに、当該移送の対象者の所在を確認するよう努めなければならない。なお、措置の決定後に移送の対象者の所在が不明となった場合には、当該入院措置は継続するものとする。

第12 家族等に対する依頼

1 費用徴収額の決定手続

法第28条第2項に基づき診察に立会した被診察者の家族等又は三親等内の血族で扶養義務者の選任を受けていない者に対して、入院費用にかかる費用徴収額決定のため、次の書類の提出を依頼するものとする。

なお、診察時にこれらの者の立会がなかったときは、事後郵送等の方法により依頼するものとする。

- (1) 本人の世帯全員の住民票又は外国人登録済証明書の写し
- (2) 課税台帳記載事項証明書又は生活保護受給証明書（受給者がいる場合）

第13 措置入院の必要性に関する審査のための通知

法第29条第1項の規定による入院措置を採ったときは、法第38条の3第1項の規定により、速やかに「措置入院決定報告書」（課長通知別添様式22）と診断書を精神医療審査会に提出し、当該入院者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

第14 整理

1 精神障害者の申請・通報・届出等整理簿

法第22条から第26条の3までの規定による通報等を受理したとき及び法第27条第2項の規定による診察を決定した場合において、その後の手続を終了し、処分が決定したときは、「精神障害者の申請・通報・届出等整理簿」（様式10）に記載するものとする。

なお、「精神障害者の申請・通報・届出等整理簿」（様式10）は標準的な様式として、実態に応じて適宜改変の上、利用することとして差し支えない。

2 精神保健福祉基礎票

法第27条第1項又は第2項の規定による診察の結果、精神障害者と診断された者については、「広島県精神保健福祉業務運営要領」の別表2「精神保健福祉基礎票」を作成するものとする。

第15 口頭決裁

診察要否の決定、入院措置の要否の決定及び移送の決定は、文書によりがたいときは、電話等口頭により行うことができるものとする。ただし、この場合においては、事後速やかに文書による決定手続を行わなければならない。

第16 管内に住所を有しない者を入院措置したときの事件移管

措置入院者の住所が、措置事務を行った保健所管内にないとき（当該措置入院者の住所が広島市内若しくは広島県外又は不明のときを除く。）は、別に定める「保健所管外に住所を有する措置入院者等に関する事務取扱要領」により、当該措置入院者の住所地を管轄する保健所へ事件を移管するものとする。

この移管があった場合において、当該措置入院者に関する法第40条の規定による仮退院の許可、法第29条の4の規定による措置解除の処分は、移管後の保健所において行う。

第17 執務時間及び休日の通報に対する対応

執務時間外及び休日における法第23条に基づく警察官通報がされたときの対応については、本章の手続きのほか、別表「時間外及び休日における警察官通報等への対応マニュアル」を参考に、特に次の事項に注意して即応できる体制を整備すること。

- (1) 診察の結果、入院措置となった場合に迅速に対象者を搬送、入院させることができるよう、措置権者との連絡体制を構築しておく。
- (2) 通報受理後、担当者が自宅において電話連絡等により診察要否の調査、指定医との打ち合わせ、入院先病院との打ち合わせ等を行ったときは、電話連絡の時間、通話内容等を記録しておく。

第3章 緊急措置入院

第1 要件

急速を要し、通常の前置入院のための手続を採ることができない場合にあって、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれが著しいと認められる場合には、緊急措置入院を行うことができるものとする。

なお、その具体的状態としては、他人を殺傷し、自殺を企図し、自傷の行為に及び、又は著しい程度に暴行を行う等現実に危険を生ずる状態にあるようなものであること。

第2 手続の省略

緊急措置入院に当たっては、法第27条、第28条及び第29条の規定による通常の前置入院の手続中、次に掲げる手続を省略することができるものとする。

- 1 2名以上の指定医が診察すること。
- 2 診察の際に所属職員その他関係職員が立会すること。
- 3 現任保護者への診察の通知及び診察に立会わせること。

ただし、所属職員その他関係職員の立会がないときは、入院後速やかに第2章第8節2(1)及び(2)の告知をしなければならない。

第3 緊急措置入院後の手続

1 緊急措置入院後の処置

緊急措置入院者については、入院の時から72時間以内に、法第27条の規定による診察を実施し、法第29条の規定による入院措置の要否を決定しなければならない。

2 手続の準用

緊急措置入院後の手続については、特段の事情がない限り、通常の措置入院の手続に準じる。

また、第2章第8節1及び2(3)の通知については、当該入院者の入院する病院の管理者に対しても行うものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。ただし、本要領施行前の「措置入院関係事務処理要領」に定める様式による届出等で、本要領施行後に提出されたものは、当分の間、本要領に定める様式により提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。ただし、本要領施行前の「措置入院関係事務処理要領」に定める様式による届出等で、本要領施行後に提出されたものは、当分の間、本要領に定める様式により提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成12年6月15日から施行する。ただし、本要領施行前の「措置入院関係事務処理要領」に定める様式による届出等で、本要領施行後に提出されたものは、当分の間、本要領に定める様式により提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、本要領施行前の「措置入院関係事務処理要領」に定める様式による届出等で、本要領施行後に提出されたものは、本要領施行後の様式3及び4を除き、当分の間、本要領に定める様式により提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。